

放送設備のサイバーセキュリティ確保に関する技術基準導入のための
制度整備案に対する意見

該当箇所	意見
制度整備案全体	<ul style="list-style-type: none">・放送設備のサイバーセキュリティ確保は重要かつ有意義な取り組みであり、民放事業者はサイバーセキュリティの一層の向上に努める所存です。・サイバーセキュリティ確保は秘匿性が高く、環境変化の大きい分野でもあるため、各項目の具体的な措置については、放送事業者の判断により適時適切に選択できることが望ましいと考えます。したがって、対象設備と措置例を概括的に示しつつ、同等の代替措置も認めるよう規定したことは適切だと考えます。・地上基幹放送については、番組送出設備をはじめとする放送本線系のみならず、すべての送信設備に付随する監視、制御、保守回線も対象となっています。これに異論はありませんが、送信設備の規模等により、故障発生時の受信者への影響の度合いは異なりますので、従来の安全・信頼性基準と同様に経済合理性の観点も踏まえて、設備の規模等に応じた適切な措置を講じることにより、サイバーセキュリティの確保が円滑に実現されるものと考えます。・なお、訓令案のうち放送設備に対する物理的なアクセス管理については、有線放送設備と表現をあわせることが望ましいと考えます。